

# 用語集

## 【環境一般】

### ・環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。国や地方公共団体が公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるものであり、直接、工場等のばい煙や排水、騒音の発生を規制する規制基準とは異なる。現在は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められている。

### ・規制基準

法律又は条例に基づいて定められた公害の原因となる行為を規制するための基準であり、工場等はこの基準を守る義務が課せられている。大気汚染防止法では「排出基準」、水質汚濁防止法では「排水基準」、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法では「規制基準」という用語が用いられている。規制基準は、主に地域の環境基準を維持するために課せられる基準。

## 【単位関係】

### ・ $\mu\text{g}$ ・ $\text{ng}$ ・ $\text{pg}$ （まいくろぐらむ・なのぐらむ・ぴこぐらむ）

いずれも重量を表す単位。 $\mu\text{g}$ は百万分の一グラム、 $\text{ng}$ は十億分の一グラム、 $\text{pg}$ は一兆分の一グラムを表す。

### ・ppm（ピーピーえむ）

容積比を百万分率で表す単位で、例えば $1\text{m}^3$ の大気中に $1\text{cm}^3$ （百万分の $1\text{m}^3$ ）の汚染物質が存在する場合、濃度は1ppmとなる。

### ・ $\text{m}^3\text{N}$ （のるまるりゅーべー）

標準状態（ $0^\circ\text{C}$ 、1気圧）での空気等の体積。

### ・dB（でしべる）

音の強さ等の物理量がある標準的な基礎量と対比して、相対的な比較検討を行うのに用いる単位のことであり、騒音や振動等のレベルを表すのに用いる。

### ・TEQ（ていーいーきゅー）

毒性の強さを加味したダイオキシン類の単位で、毒性等量を表す。

ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ダイオキシンの毒性等量に換算した数値。

## 【大気質関係】

### ・硫黄酸化物（二酸化硫黄）

硫黄分を含む石油や石炭等が燃焼することによって生じ、大気中ではほとんどが二酸化硫黄として存在し、四日市ぜんそく等の公害病や酸性雨の原因物質となる。

近年、燃料中の硫黄分が減少しているため、ごく一部の地域を除いて大気中の物質濃度は低い状況である。

### ・窒素酸化物（一酸化窒素、二酸化窒素）

窒素酸化物は物が燃焼するときに一般に発生する。大気中ではそのほとんどが一酸化窒素（NO）又は二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）として存在する。主な発生源は工場のボイラー等の固定発生源及び自動車等の移動発生源である。特に自動車の排ガスによる二酸化窒素の高濃度は、呼吸器に悪影響を及ぼし酸性雨や光化学大気汚染の原因となることから問題となっている。

### ・浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子物質のうち 10 ミクロン以下の粒子のことで、大気中に長時間滞留し、呼吸器等人体に悪影響を及ぼす。主な発生源としては工場等から排出されるばい煙中に含まれるばいじんやディーゼル自動車から排出されるガス中の黒煙等のように人為的なものと、土壌の飛散や巻き上げ等の自然発生源によるものに大別される。さらに、発生源から直接大気に放出される一次粒子と、硫黄酸化物・窒素酸化物等のガス状物質が大気中で粒子状物質に変化した二次粒子に分けられる。

### ・微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）

大気中に浮遊している 2.5 μm（1 μm は 1mm の千分の 1）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM：10 μm 以下の粒子）よりも小さな粒子である。

PM<sub>2.5</sub> は非常に小さいため（髪の毛の太さの 1/30 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が指摘されている。

### ・光化学オキシダント

工場・自動車等から大気中に排出された窒素酸化物や炭化水素等の一次汚染物質が、太陽光線に含まれる強い紫外線を受けて光化学反応を起こし生成する、オゾンを主成分とし、PAN(peroxyacetyl nitrate: パーオキシアセチルナイトレート)、アルデヒド類など酸化性物質の混合物となるが、これらを総称してオキシダントと呼ぶ。これらの物質からできたスモッグが光化学スモッグであり、日差しが強く、気温が高く、風の弱い日中に発生しやすい。粘膜への刺激、呼吸器への影響など人に対する影響のほか、農作物などの植物に影響を与える。0.12ppm（1 時間値）が継続すると認められる場合には、光化学スモッグ注意報が発令される。

### ・塩化水素

刺激臭を有する無色の気体で、水に非常によく溶け、水溶液が塩酸である。ガス状塩化水素は粘膜を刺激し、結膜にも炎症を起こす。塩化ビニール樹脂の燃焼の際に多量に発生する。

### ・ばいじん

燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するすす等の固体粒子の総称。

### ・ダイオキシン類

一般的に、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめてダイオキシン類といい、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類類似化合物という。ダイオキシン類対策特別措置法においては、PCDD 及び PCDF にコプラナーPCB を含めてダイオキシン類と定義されている。ダイオキシン類は、発がんを促進する作用、甲状腺機能の低下、生殖器官の重量や精子形成の減少、免疫機能の低下を引き起こすことが報告されているが、人に対しても同じような影響があるのかどうかについては、まだよくわかっていないため、人の健康影響に対する研究が引き続き実施されている。

### ・大気安定度

大気の安定性の度合いを指す。気温が下層から上層に向かって低い状態にあるとき、下層の大気は上層へ移動しやすい。このような状態を「不安定」という。また、温度分布が逆の場合は、下層の大気は上層へ移動しにくい。このような状態を「安定」という。例えば、晴れた日の日中は、地表面が太陽光線で暖められ、それにより周辺大気も暖められるので下層の大気の方が上層より気温が高い状態になる。これが夜間になると、地表面は放射冷却現象により冷却され、それに伴い周辺大気も冷却されることから、下層の大気の方が上層より気温が低い状態になる。

### ・バックグラウンド濃度

事業の実施によって環境の状態がどのように変化するかを予測する場合は、当該事業による影響を受けていない状況での代表的な環境の状態に、事業によって発生する環境負荷の寄与分を加算して予測を行う。この「当該事業による影響を受けていない状況での代表的な環境の状態」のことをバックグラウンドという。

### ・年平均値

年平均値は、一年間に測定された欠測を除くすべての1時間値を合計した数値を、その測定時間数で割って得られる平均値であり、大気汚染物質における一年間の平均的な汚染レベルを表す。なお、PM<sub>2.5</sub>については、欠測日を除いた一年間に得られた日平均値を合計した数値を、その有効測定日数で割って得られる平均値のことを指す。

### ・長期的評価（長期平均濃度）

「環境基準による大気汚染の評価（二酸化硫黄等）」（昭和48年6月12日 環大企143 大気保全局長通知）によると、「本環境基準による評価は、当該地域の大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するうえからは、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行うことが必要である。」としている。本事業では、長期濃度は影響濃度を年平均値として予測し、その影響を評価する。

### ・短期的評価（短期濃度）

「環境基準による大気汚染の評価（二酸化硫黄等）」（昭和48年6月12日 環大企143 大気保全局長通知）によると、「二酸化硫黄等の大気汚染の状況を環境基準にてらして短期間に評価する場合は、連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日または時間についてその評価を行う。」としている。本事業では、短時間高濃度は影響濃度を1時間値として予測し、その影響を評価する。

- ・日平均値の年間 98%値

年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するものを指す。

主には、二酸化窒素の環境基準における年間にわたる長期的評価方法として設定されており、1 日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下の場合は環境基準が達成され、0.06ppm を超える場合は環境基準が達成されていないものと評価される。

- ・日平均値の年間 2%除外値

年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲にあるもの(365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値)を除外した最高値を指す。

主には、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の環境基準における年間にわたる長期的評価の方法として設定されている。

## 【騒音・振動・超低周波音関係】

- ・等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ )

騒音レベルが時間とともに変化する場合、測定時間内でこれと等しい平均二乗音圧を与える連続定常音の騒音レベル。ある時間内で観測されたすべての測定値のパワー平均値と考えてよい。表記は  $L_{eq}$ 。この  $L_{eq}$  は一般に主観的な騒音の大きさとの対応がよく、環境騒音の比較的長い期間、例えば数時間、1 日、1 ヶ月などの騒音を代表する値として用いられる。

- ・時間率騒音レベル、時間率振動レベル

騒音(振動)レベルが、対象とする時間範囲の N%の時間にわたってあるレベル値を超えている場合、そのレベルを Nパーセント時間率騒音(振動)レベルという。振動でも同様であり、単位は dB (デシベル)。なお、50 パーセント時間率騒音レベル ( $L_{A50}$ ) を中央値、5 パーセント時間率騒音レベル ( $L_{A5}$ ) を 90 パーセントレンジの上端値、95 パーセント時間率騒音レベル ( $L_{A95}$ ) を 90 パーセントレンジの下端値などという。建設作業騒音(建設作業振動)や工場騒音(工場振動)を表すときに用いられる。

- ・要請限度

騒音規制法・振動規制法においては、市町村長は指定地域内における自動車騒音・振動を低減するために、測定に基づき、道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請することができるとしている。この判断の基準となる値を要請限度という。

- ・超低周波音

1 秒間に振動する回数を周波数といい、回数が多ければ高い音、少なければ低い音で聞こえる。音の高さは周波数で表し、単位は Hz (ヘルツ) を用いる。概ね 1~100Hz の音を低周波音といい、その中でも人の耳では特に聞こえにくい 20Hz 以下の音は超低周波音と呼ばれることが多いが、本書においては、1~100Hz の音を対象としている。

## 【悪臭関係】

### ・臭気濃度

臭気のある気体を、無臭の空気希釈し、臭いが感じられなくなった希釈倍数を臭気濃度という。においを「嗅覚測定法」により数値化しようとするものである。悪臭防止法（1971 年）では、臭気濃度の対数を 10 倍した「臭気指数」をもとに悪臭の規制を行っている。同法による規制では、この臭気指数による規制方法又は「特定悪臭物質濃度」による規制方法のいずれかの方法をとることとしている。

### ・臭気指数

臭気濃度の対数を 10 倍した値で、悪臭防止法（1971 年）及び同法施行規則により定義されている。

同法による発生源の規制は、法制定当初から「特定悪臭物質」の濃度により規制する方法がとられてきたが、1995 年改正により人の嗅覚を用いて判定する方法として、臭気指数規制が追加して導入された。

## 【水質関係】

### ・浮遊物質量（SS）

浮遊物質量（SS : Suspended Solids）は、水中に懸濁している直径 2mm 以下の不溶解性の粒子物質のことを指す。浮遊物質量のほか、懸濁物質（Uspended Substance）とも呼ばれる。水の濁りの原因となるほか、太陽光線の透過を妨げ、ひどい場合は魚類のえらを塞ぎ、窒息死させる危険がある。

測定方法は一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測る。数値（mg/L）が大きいほど濁りの度合いが大きいことを示す。

### ・概況調査

利水的に重要な地域等において重点的に汚染の発見又は濃度の推移等を把握することを目的とした定点方式と、地下水汚染を発見するために地域をメッシュ等に分割し調査区域を選定して順次調査を行うローリング方式のいずれか又は両方の方式により調査を行うこと。

### ・継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査を行った井戸の中で、汚染源の影響を受けて最も濃度が高かった測定地点及びその下流側において実施し、基本的に地下水の水質汚濁に係る環境基準項目について測定を行うこと。

また、地下水の特性把握に必要な項目について適宜調査を行うこと。

### ・底質の暫定除去基準

公共用水域の水質汚濁、魚介類汚染等の原因となる汚染底質の除去等の基準として「底質の暫定除去基準について（環水管第 127 号 昭和 63 年 9 月 8 日）」により定められた基準。

## 【地盤・土壌関係】

### ・特定有害物質（土壌汚染）

土壌汚染に係る特定有害物質は、土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として、土壌汚染対策法に基づく政令によって指定されたもの。

土壌に含まれる有害物質が人に摂取される経路には、①有害物質を含む土壌を直接摂取すること、②土壌中の有害物質が地下水に溶出し、当該地下水を摂取等すること、が考えられる。そのため、上記 2 つの経路に着目して特定有害物質が定められており、鉛、砒素、トリクロロエチレン等の 26 物質が指定されている。

## 【動物・植物・生態系関係】

### ・生態系

自然界に存在するすべての種は、各々が独立して存在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれ、相互に影響しあって自然界のバランスを維持している。これらの種に加えて、それを支配している気象、土壌、地形などの環境も含めて生態系と呼ぶ。互いに関連を持ちながら安定が保たれている生物界のバランスは、ひとつが乱れるとその影響が全体に及ぶだけでなく、場合によっては回復不能なほどの打撃を受けることもある。

### ・類型区分

地域の典型的な生態系の抽出や生態系評価の際の注目種の絞り込みを行うための分類方法を指す。基盤環境（地形・地質・植生等）の組み合わせから環境を類型区分し、環境アセスメントのスコーピングの際の地域特性の把握（対象地域にみられる生態系としてのまとまりを有する環境の分布や規模などの大まかな把握）や注目種（特に典型性）の絞り等への活用を目的としている。

## 【温室効果ガス】

### ・温室効果ガス

温室効果ガス（GHG : Greenhouse Gas）は、大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体のことを指す。京都議定書では、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

### ・排出係数

温室効果ガス排出量の算定にあたっては、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく算定方法がある。算定方法は、「温室効果ガス排出量＝活動量×排出係数」によって示されている。なお、活動量は「生産量、使用量、焼却量など、排出活動の規模を表す指標」であり、排出係数は「活動量当たりの温室効果ガスの排出量」である。